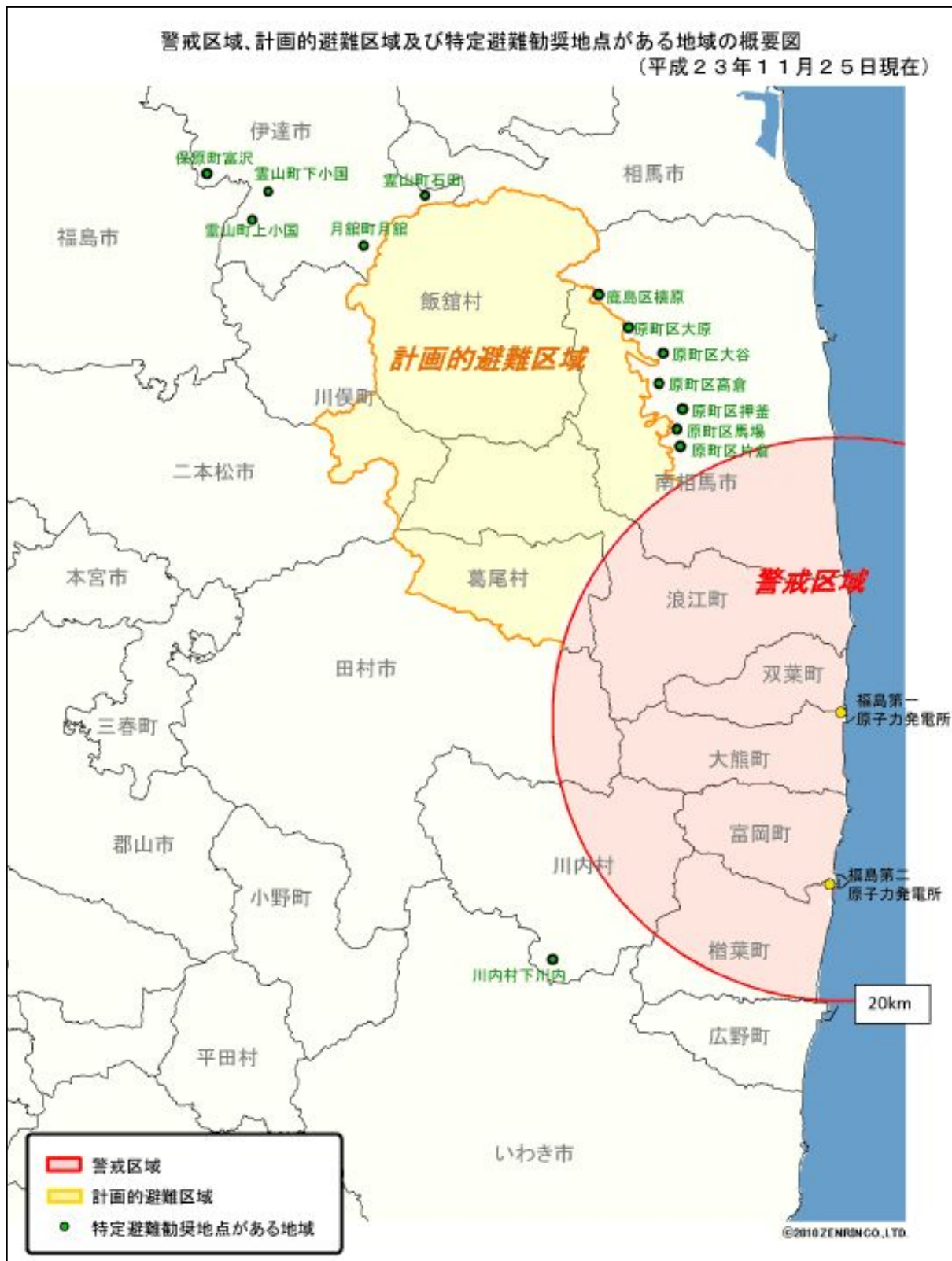


平成24年1月18日
長岡市原子力安全対策室

福島原発事故時における福島県内市町村の避難状況について



る旨を発表し、大熊町及び双葉町による区域内への一時立入りが実現した。

(3) 各市町村における避難状況³⁷

a 大熊町における避難状況

大熊町は、3月11日21時23分の福島第一原発から半径3kmの避難指示を受け、防災行政無線で住民に避難を呼びかけるとともに、避難誘導を実施し、3月12日零時頃までに避難を完了した。12日5時44分の福島第一原発から半径10km圏内の避難指示を受け、国土交通省が手配した避難用バス等を用いて10km圏内の避難を開始したが、同日18時25分の福島第一原発から半径20kmの避難指示を受け、町全域に対して避難指示を出し、田村市、郡山市、三春町及び小野町へ避難した。

その後、4月3日から、会津若松市への移転を開始し、役場機能を移転した。大熊町は、全域が警戒区域に指定されており、9月30日現在、7,734名が福島県内に避難、3,757名が県外に避難している状態である。

b 双葉町における避難状況

双葉町は、3月11日21時23分の福島第一原発から半径3kmの避難指示を受け、防災行政無線で住民に避難を呼びかけ、避難を実施した。翌12日5時44分の福島第一原発から半径10km圏内の避難指示を受け、10km圏外も含め、町全域に対して川俣町に避難するよう避難指示を出した。双葉町役場は、福島第一原発から3km程度の場所に位置しており、避難区域内にあるものの、役場職員の一部は、避難誘導等のため、役場に残っていたところ、同日15時30分過ぎ頃、ドーンという爆発音とともに、福島第一原発のある方向から白煙が上がった³⁸ため、騒然とした中で、残った職員が川俣町に避難した。その際の状況について、双葉町の井戸川克隆町長は、断熱材等が上空から雪のようにふわっと落ちてきたと説明している。

川俣町での避難生活後、町長の判断で、3月19日、さいたまスーパーアリーナに役場機能を移すことを決め、移転を開始した。その後、3月30日及び31日の

³⁷ 本項における避難者数は、各自治体調べによるものである。

³⁸ 同日15時36分の福島第一原発1号機の水素爆発

2 日間をかけ、さいたまスーパーアリーナから埼玉県加須市（旧騎西高校）へ移転した。双葉町は、全域が警戒区域に指定されており、11 月 22 日現在、3,319 名が福島県内に避難、3,694 名が福島県外に避難している状態である。

c 浪江町における避難状況

浪江町は、3 月 12 日 5 時 44 分の福島第一原発から半径 10km 圏内の避難指示を受け、役場機能を福島第一原発から半径 20km 以遠に位置する津島地区（町北西部）にある津島支所に移転することとし、民間バスや町のマイクロバスを集め、福島第一原発から 10～20km 圏内に位置する立野、室原及び末森の 3 地区並びに前記の津島地区への避難誘導を行った。

同日 18 時 25 分、福島第一原発から半径 20km 圏内の避難指示が出たため、20km 圏内の住民並びに 20km 圏内の避難所である立野、室原及び末森に避難していた住民の避難誘導を行った。

その後の福島第一原発をめぐる情勢を受け、3 月 15 日朝方、町長の決断で二本松市（東和地区）へ避難することが決まり、住民に伝達した上で避難を実施した。この避難経路は、結果的には、放射性物質が飛散した方向と重なることとなったが、SPEEDI 計算結果の公表がなかった³⁹こと等から、多くの浪江町民はそれを知らないまま避難した。なお、計画的避難区域の指定後、5 月 23 日に、役場機能を二本松市の男女共生センターに移転した。

浪江町は、福島第一原発から 20km 圏内が警戒区域に指定され、20km 以遠の全域が計画的避難区域に指定されており、11 月 17 日現在、2 万 1,541 名が避難している状態である。

d 富岡町における避難状況

富岡町は、3 月 12 日 5 時 44 分の福島第一原発から半径 10km 圏内の避難指示及び同日 7 時 45 分の福島第二原発から半径 3km 圏内の避難指示を受け、ほぼ町全域が避難区域になったことから、川内村に避難するよう避難指示を行い、川内村へ移転した。

³⁹ 前記 2(1)(2)のとおり、ERSS からの放出源情報を基にした SPEEDI による放射性物質の拡散予測は得られなかったが、単位量放出を仮定した定時計算結果は得られていた。

3月13日以降、原発の状況に関する報道等を見て不安になった住民から、原発の状況について問合せが殺到する一方、町としても、報道によるもの以外の情報を把握できずにいたため、3月14日夜頃、富岡町長は保安院幹部に対し、衛星携帯電話で更なる避難の必要性等について問い合わせたところ、同幹部は、現在の20kmの避難は安全寄りに立った措置であり、夜間に更なる避難を行う必要はない旨の回答をした⁴⁰ことから、避難先である川内村とともに、避難住民に対してその旨の説明を行った。

しかしながら、翌15日11時、福島第一原発から半径20～30km圏内の屋内退避指示が出され、避難先である川内村のほぼ全域が屋内退避区域になったことから、川内村と協議した上、郡山市へ移転することを決め、3月16日、郡山ビックパレットに移転した。富岡町は、全域が警戒区域に指定されており、11月4日現在、1万169名が福島県内に避難、5,563名が福島県外に避難している状態である。

e 川内村における避難状況

川内村は、3月12日5時44分の福島第一原発から半径10km圏内の避難指示を受け、対象となる富岡町から避難住民の受入れについて要請があり、村長が受入れを回答したことから、直ちに小中学校を中心に避難所の開設を行い、富岡町からの避難住民を受け入れた。同日18時25分の福島第一原発から半径20km圏内の避難指示を受け、村東部が避難区域となり、20km圏外への避難を実施した。

3月13日以降、村民から原発の状況について問合せが殺到する一方、報道以外の情報の不足から村としても状況を把握できない中、前記dのとおり、富岡町長が保安院幹部から得た情報を住民に対して説明した。

3月15日11時の福島第一原発から半径20～30kmの屋内退避指示を受け、川内村のほぼ全域が避難区域又は屋内退避区域に含まれることとなったことから、避難していた富岡町と協議の上、村全体として郡山市へ移転することを決め、3月16日に郡山ビックパレットに移転した。

川内村は、福島第一原発から半径20km圏内が警戒区域に指定されており、

⁴⁰ 同幹部は、3月15日に出された屋内退避指示に係る官邸での検討に参画していなかった。

20km 以遠の下川内地区が特定避難勧奨地点に指定されているため、11月17日現在、2,679名が避難している状態である。

f 南相馬市における避難状況

南相馬市は、3月12日18時25分の福島第一原発から半径20kmの避難指示を受け、これに含まれることとなった市の南部から市の中部に位置する原町地区への避難を実施した。その後、3月15日11時の福島第一原発から半径20～30km圏内の屋内退避指示を受け、原町地区も屋内退避圏内に入ったことから、避難を検討し、3月15日以降、希望者に対して市外への避難誘導を実施した。

南相馬市から市外に避難するには、大きく分けて、いわき方面に出るルート、仙台方面に出るルート及び飯舘・川俣方面に出るルートの三つがあるが、いわき方面に出るには福島第一原発直近を通らねばならず、仙台方面は地震・津波による被害が大きいと考えられたことから、市で調整して、多くの住民は飯舘・川俣方面に避難した。

この避難経路は、結果的には、放射性物質が飛散した方向と重なることとなったが、SPEEDI計算結果の公表がなかった⁴¹こと等から、多くの南相馬市民はそれを知らないまま避難した。

4月22日、屋内退避指示が解除され、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された後、緊急時避難準備区域には、徐々に住民が戻るようになった。

南相馬市は、福島第一原発から半径20km圏内が警戒区域に指定され、20km以遠では、市西部が計画的避難区域に、計画的避難区域近辺の一部世帯が特定避難勧奨地点に指定されているため、11月2日現在、8,728名が福島県内に避難、1万4,401名が福島県外に避難している状態である。

g 檜葉町における避難状況

檜葉町は、3月12日7時45分の福島第二原発から半径3kmの避難指示を受け、この時点で、保守的に考え、町全体として30km以上離れたいわき市へ避難することを決め実施した。その後、3月15日11時の福島第一原発から半径20

⁴¹ 注39に同じ。

～30km 圏内の屋内退避指示によって、いわき市の一部も屋内退避区域となり、その影響で物流が止まったこと（前記（2）c参照）、いわき市自体も津波による被災地であることなどの事情から、町が災害時相互支援協定を結んでいる会津美里町への移転を検討し、3月25日以降、会津美里町への避難を実施した。

檜葉町の大部分の地域が福島第一原発から半径20km圏内の警戒区域に指定されており、11月1日現在、7,714名が避難している状態である。

h いわき市における避難状況

いわき市は、檜葉町や広野町などからの避難住民を受け入れていたが、3月12日18時25分の福島第一原発から半径20km圏内の避難指示を受け、この時点では避難範囲とはならないものの、避難の可否について市で検討した結果、翌13日朝、保守的に考えて、福島第一原発から半径30km圏内の住民に対して自主避難を呼びかけた。

3月15日11時の福島第一原発から半径20～30kmの屋内退避指示⁴²後は、いわき市のほとんどは屋内退避区域に当たらないものの、市全域で物流が止まるようになり、自主避難する住民が増えていった（前記（2）c参照）が、市内や東京都内での「いわきの農産物は安全！オールいわきキャラバン」等の取組や4月22日の屋内退避指示の解除等によって、自主避難していた住民の多くが市内へ戻っている。9月30日現在、3,716世帯7,709名が市外へ避難している状態である。

i 田村市における避難状況

田村市は、3月12日5時44分の福島第一原発から半径10km圏内の避難指示を受けた大熊町から避難住民の受入要請があり、避難所を開設し、避難住民の受入れを行った。同日20時10分頃、福島県から、福島第一原発から半径20km圏内の避難指示の連絡を受け、避難範囲に掛かる旧都路村全域に避難指示を出し、旧都路村の住民及び大熊町から当該地域に避難していた住民を市のスクールバス等を使って、3月13日朝方までかけて避難誘導を行った。

その後、3月15日11時の福島第一原発から半径20～30kmの屋内退避指示の

⁴² いわき市の北部が若干この範囲に含まれる。

際は、30km 圏内で一番人口の多い都路地区は既に避難済みであったが、その他の地区に対して、防災行政無線で屋内退避を呼びかけた。

田村市は、現在、一部が警戒区域に指定されており、10月31日現在、警戒区域で120世帯379名が、旧緊急時避難準備区域で658世帯2,168名が避難している状態である。

j 葛尾村における避難状況

葛尾村は、3月12日5時44分の福島第一原発から半径10km圏内の避難指示を受けた浪江町、双葉町及び大熊町から住民の受入れを行った。同日18時25分の福島第一原発から半径20kmの避難指示を受け、葛尾村の一部が対象となることから、葛尾村全域に整備されていたIP電話で対象地域に対して通報を行った。

3月13日以降、福島第一原発3号機の状況等を見据え、村では、避難の必要性について議論が続き、避難の準備を進めていたが、情報不足から、独自に避難を決断するには決め手に欠ける状況であった。

ところが、3月14日21時過ぎ頃、広域消防からの連絡として、オフサイトセンターが避難するという情報⁴³が伝わり、村の独自の判断として村全域での避難を決断し、村民に呼びかけた上、22時以降、村所有のバスや公用車などを使って、福島市（あづま運動公園）への避難を実施し、23時50分頃避難を完了した。

翌15日朝の2号機付近における爆発的事象を受け、村では更なる避難を検討し、福島県から会津坂下町を紹介され、村独自の判断として会津坂下町への避難を決断し、避難住民に説明の上、同日17時頃、会津坂下町へ到着した。

なお、葛尾村は、仮設住宅を三春町が受け入れることが決まったことから、8月11日までに、役場機能を三春町に移転した。

葛尾村は、一部が警戒区域に、残りの地域が計画的避難区域に指定されており、10月1日現在、120名が福島県外に、1,404名が福島県内に避難している状態である。

k 広野町における避難状況

⁴³ オフサイトセンター移転の経緯については、前記Ⅲ5（3）参照。

広野町は、3月12日17時39分の福島第二原発から半径10kmの避難指示を受け、10km圏外も含め、町全域に対して町長名で自主避難を呼びかけるとともに、避難先の調整を開始した。3月13日までに、小野町、平田村、石川町、浅川町、いわき市及び埼玉県三郷市の6市町村を避難先として調整し、町の所有するバス及び避難先で手配したバスを使って避難を行った。

避難先の調整は、町が独自に行ったが、調整を終えたのが3月13日であった⁴⁴ため、多くの住民が、避難先が決まっていない3月12日の時点で、親族等を頼って自主避難しており、住民からは、避難先も決まっていないのに避難指示を出すとはどういうことかとの苦情が殺到した。

広野町役場は、住民の避難誘導を大方終えた3月15日に、小野町の町民体育館に移転し、その後、広野町からの避難者がいわき市に集まるようになったこと等を受け、4月15日に役場機能をいわき市に移転した。

広野町は、9月30日に緊急時避難準備区域が解除されたため、現在、避難指示は出していないが、約5,200名が避難した状態である。

1 飯舘村における避難状況

飯舘村は、3月15日11時の福島第一原発から半径20～30km圏内の屋内退避指示を受け、村南東部の一部地区が対象となるため、屋内退避指示を出した。その後の3月21日の水道水の摂取制限（後記5（1）f参照）以降、乳幼児のいる家庭を中心に、住民の自主避難が増加した。摂取制限の解除後、住民が村内に戻り始めたが、飯舘村全域が計画的避難区域になるとの政府の意向が伝えられ、村では住民を集めた説明会を実施し、説得に当たった。住民からは、なぜ今頃になって避難しなくてはならないのかとの厳しい声が上がったが、4月22日、村全域が計画的避難区域に指定されたため、10月1日現在、6,164名が避難した状態である。

m 川俣町における避難状況

川俣町は、福島第一原発から半径30km以上離れていたことから、当初は避難

⁴⁴ 夜間の調整であったこともあり、町のみで避難先の調整を行うのは困難な状況であった。

区域に指定されておらず、双葉町、浪江町、南相馬市及び大熊町の住民を受け入れていた。しかしながら、双葉町が埼玉県に移転するなどした後の4月22日、町の南東部の一部地区（山木屋地区）が計画的避難区域に指定され、その後、当該区域のほぼ全住民である1,250名が避難した。また、計画的避難区域を除く川俣町からの避難者は、11月7日現在、140名となっており、主に、乳幼児等への放射線の影響を心配しての自主避難となっている。

n 伊達市における避難状況

伊達市は、3月11日の震災後、主に相双地区（相馬地区及び双葉地区）から約1,800名の避難者を受け入れていたが、4月11日に公表された文部科学省のモニタリングデータ（「実測に基づく積算線量の推定値」。前記（2）d参照）から、市内の一部地点でスポット的に年間推定積算線量が20mSvを超えることが判明し、市独自でモニタリングを行うなど対応してきたところ、6月30日、一部世帯（113世帯）が特定避難勧奨地点に指定され、そのうち80世帯272名が避難している。さらに、11月25日、15世帯が特定避難勧奨地点に指定された。このほか、伊達市からの避難者は、11月4日現在、180世帯516名となっている。

（4）緊急時避難準備区域の解除（資料V-2参照）

原災本部は、8月4日、安全委員会に対して、緊急時避難準備区域等の見直しを含めた緊急事態応急対策を実施すべき区域の在り方等について意見を求めたところ、同日、安全委員会は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故における緊急防護措置の解除に関する考え方について」を回答した。これを受け、原災本部は、8月9日、「避難区域等の見直しに関する考え方」を決定し、避難区域の見直しのための確認事項として、①原子炉施設の安全性確保、②空間線量率の低下、③公的サービス・インフラ等の復旧が整うことの3点を挙げた。

保安院は、同日、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の原子炉施設の安全確保状況について」において、原子炉格納容器への窒素封入、建屋の滞留水処理を含む循環注水冷却、電源の多重化、非常用電源等の高台への設置、仮設防潮堤の設置等の様々な対策によって、水素爆発が生じたり、原子炉等の冷却ができなくなる可能性が低くなっており、また、仮に原子炉の冷却が中断した場合でも、緊急時避難準備